

林業退職金共済制度のあらまし



年輪と安心育てる林退共

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

〒105-0011 東京都港区芝公園 1-7-6 退職金機構ビル TEL 03(5400)4334
FAX 03(3432)5868

<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

林退共のホームページで退職金の試算ができます!

加入するには

この制度に加入するには、「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」に必要事項を記入して各都道府県にある林退共支部へ申し込んでください。この場合に申込みの手数料などは**いっさい不要**です。

加入できる事業主

林業(育林業、素材生産業、山林種苗業等)を営む方なら、専業・兼業を問わず、すべて加入できます。

対象となる従事者

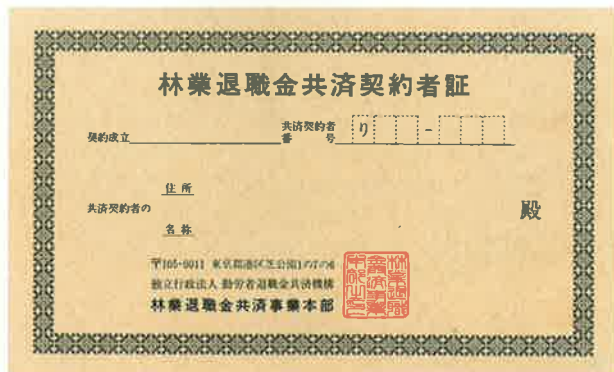
●林業で働く方なら、作業種別にかかわらず、また、月給制・日給制・出来高制にもかかわらずすべての人が対象となります。

●いわゆる「一人親方」は任意組合をつくれれば対象となります。

ただし、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度及び建設業・清酒製造業退職金共済制度との従事者の重複加入はできません。

加入すると

事業主には



- 共済契約が結ばれたときは、事業主に「共済契約者証」が交付されます。
- 「共済契約者証」は、金融機関から「共済証紙」を購入するときに必要です。

従事者には



- 共済契約が結ばれたときは、新たに被共済者となった従事者に、「退職金共済手帳(掛金助成用)」が1人1冊ずつ交付されます。
- 「退職金共済手帳」は被共済者が事業所をやめたり、他の事業所へ移るときは、必ず被共済者本人にお渡しください。この手帳は全国どこでも通用します。

提携サービス事業

林退共の共済契約者及び被共済者の方々は、レンタカー、ホテル、旅行などが割引料金でご利用できます。〈詳しくはホームページをご覧ください。〉

掛金の納め方は

共済証紙の購入

この制度は、すべての林業の仕事に適用となりますので、共済契約を結んだ事業主は、従事者の延べ就労人数と日数に応じて、もよりの指定金融機関で「共済契約者証」を提示して「共済証紙」を購入してください。

共済証紙の貼り方

雇用している従事者に賃金を支払うつど(少なくとも月1回)、働いた日数に応じた「共済証紙」に従事者の「共済手帳」に貼り、消印をすることにより掛金を納めたこととなります。

共済証紙の額

「共済証紙」は1日券と10日券の2種類があり、1日券は460円、10日券は4,600円です。

1日券



460円

10日券



4,600円

取り扱 い 金 融 機 関

- 農林中金の本・支店
- 都市銀行(林退共の指定した銀行の本・支店)
- 地方銀行(林退共の指定した銀行の本・支店)
- 第二地方銀行(林退共の指定した銀行の本・支店)

自治体等による掛金助成制度

自治体等もサポートしています
林退共制度に加入する事業所は、自治体等からも独自の助成が受けられます。
助成金の内容はそれぞれの自治体等で異なります(一部自治体では未実施の場合もあります)。

退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が24月（17日を1ヵ月と換算）以上になって、林業関係の仕事をしなくなったときなどに従事者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。

請求するには

退職金を請求するときは、「退職金請求書」に必要事項を記入し、下記の必要な証明を受け、「共済手帳」と必ず「住民票」をそえて林退共支部へ提出してください。

- この制度で退職金が支給されるのは、従事者が林業で働かなくなったときです。

	請求事由	必要な証明
1	独立して仕事を始めた	最後の事業主又は事業主団体の証明
2	無職になって今後どこにも就職しなくなった	最後の事業主又は事業主団体の証明
3	林業関係以外の事業主に雇われた	新しい事業主の証明
4	林業関係の事業所の社員や職員になった	現在の事業主の証明
5	けが又は病気のため仕事ができなくなった	最後の事業主の証明又は医師の診断書
6	満55歳以上になった	請求するときの事業主の証明又は住民票
7	本人が死亡した	戸籍謄(抄)本及び被共済者と請求人の順位等を証明するもの

- 退職金の受け取り金融機関で預金口座の確認印を受けてください。

退職金の受け取り方法は

- 退職金は、請求人が指定する金融機関の普通預金口座への振込による受け取りとなります。
(注) 郵便局はお取り扱いできません。

退職金額は

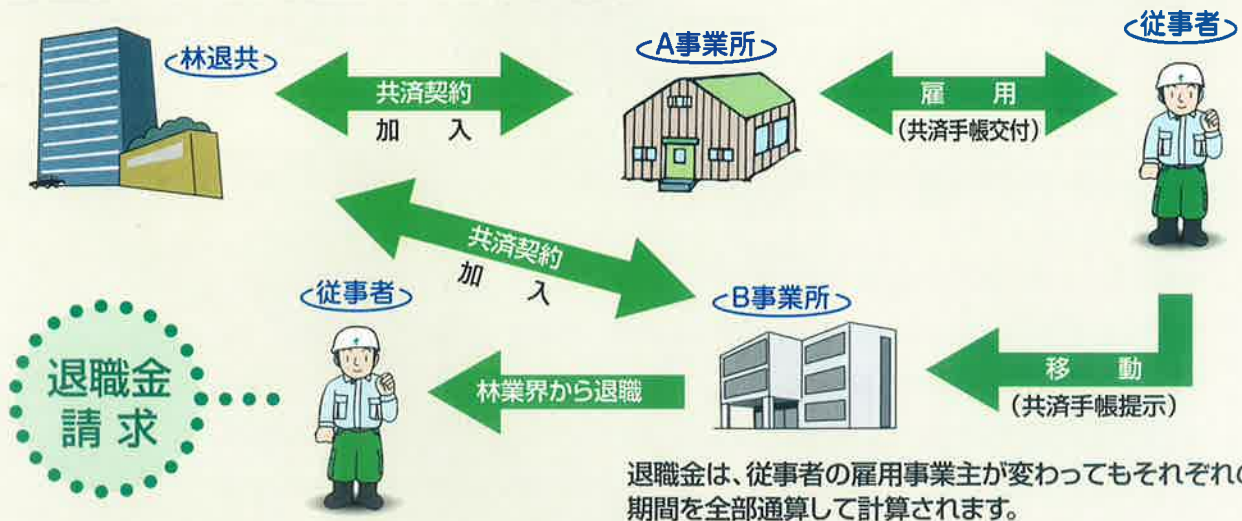
- 共済手帳に貼り終わった共済証紙の掛金納付月数が24月以上になっていることが必要です。ただし、死亡の場合は、12月以上あれば支給されます。
- 右の表は、平成15年10月から掛金日額460円ではじめた人の場合で、共済証紙17日分を1ヵ月と換算します。

年数	(月数)	金額(円)
2年	(24月)	187,680
3年	(36月)	281,520
4年	(48月)	376,142
5年	(60月)	473,267
6年	(72月)	571,955
7年	(84月)	671,895
8年	(96月)	773,007
9年	(108月)	875,215
10年	(120月)	978,361
15年	(180月)	1,508,322
20年	(240月)	2,059,945
25年	(300月)	2,630,883
30年	(360月)	3,208,781
35年	(420月)	3,790,589
40年	(480月)	4,373,570
45年	(540月)	4,960,070

林退共制度とは

この制度は林業に従事する人たちのために、「中小企業退職金共済法」によって、国が作った制度です。林業を営む事業主が、雇用している従事者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その従事者が林業界で働くことをやめたときに、林退共から退職金を支払うといういわば「業界全体での退職金制度」です。

★退職金は、事業所間を通算して計算されます。



★中退共制度等との移動ができます。

林退共の被共済者が他の制度の対象者になって移動したとき、または反対に他の制度から林退共の対象者になって移動したときは、掛金を通算することができます。

林退共制度の
被共済者

中退共、建退共、
清退共制度
それぞれの被共済者

この制度のここに注目

税法上の扱い

掛金

事業主が払い込む掛金(共済証紙)は、法人では損金、個人では必要経費として全額非課税となります。

- 法人税法施行令第135条第1号
- 所得税法施行令第64条第2項

(注) 資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、平成16事業年度分から外形標準課税が導入されましたので、ご注意ください。

国の補助

掛金の一部免除

新たに加えた従事者(被共済者)については、掛金の一部(加入した初回交付の共済手帳62日分)が免除されます。

運営費の補助

機構の運営に要する主たる費用の一部は、国からの補助金でまかなわれます。

林退共支部一覧表

22. 3. 1現在

番号	支部名	郵便番号	所在地	電話番号
01	北海道	060-0004	札幌市中央区北四条西5-1 林業会館内 (北海道木材産業協同組合連合会)	011(251)0683
02	青森	030-0813	青森市松原1-16-25 青森県森林組合会館内 (青森県森林組合連合会)	017(723)2657-9
03	岩手	020-0021	盛岡市中央通3-15-17 岩手県森林組合会館内 (岩手県森林組合連合会)	019(654)4411
04	宮城	980-0011	仙台市青葉区上杉2-4-46 宮城県森林組合会館内 (宮城県森林組合連合会)	022(225)5991-5
05	秋田	010-0931	秋田市川元山下町8-28 秋田県森林組合会館内 (秋田県森林組合連合会)	018(866)7421
06	山形	990-2339	山形市成沢西4-9-32 (山形県森林組合連合会)	023(688)8100
07	福島	960-8043	福島市中町5-18 福島県林業会館内 (福島県森林組合連合会)	024(523)0255
08	茨城	310-0011	水戸市三の丸1-3-2 林業会館内 (茨城県森林組合連合会)	029(225)2021
09	栃木	320-0046	宇都宮市西一の沢町8-22 栃木林業会館内 (栃木県森林組合連合会)	028(637)1450
10	群馬	379-2153	前橋市上大島町182-20 県森連会館内 (群馬県森林組合連合会)	027(261)0615
11	埼玉	330-0063	さいたま市浦和区高砂1-14-13 埼玉県林材会館内 (埼玉県森林組合連合会)	048(822)1022
12	千葉	260-0854	千葉市中央区長洲1-15-7 千葉県森林会館内 (千葉県森林組合連合会)	043(227)8231-4
13	東京	190-0182	西多摩郡日の出町平井2759 (東京都森林組合)	042(588)7963
14	神奈川	243-0014	厚木市旭町1-8-14 グリーン会館内 (神奈川県森林組合連合会)	046(228)1774
15	新潟	950-0072	新潟市中央区竜が島1-7-13 新潟県木材会館内 (新潟県木材組合連合会)	025(245)0733
16	富山	930-2226	富山市八町6931 林産物流通センター内 (富山県森林組合連合会)	076(434)1740
17	石川	920-0209	金沢市東蚊爪町1-23-1 (石川県森林組合連合会)	076(237)0121
18	福井	918-8016	福井市江端町20-1 福井県林業総合センター内 (福井県森林組合連合会)	0776(38)0345
19	山梨	409-3811	中央市極楽寺1214 (山梨県森林組合連合会)	055(273)0511
20	長野	380-0936	長野市岡田町30-16 長野県林業センタービル内 (長野県林業労働財団)	026(225)6080
21	岐阜	500-8356	岐阜市六条江東2-5-6 ぎふ森林文化センター内 (岐阜県木材協同組合連合会)	058(271)9941
22	静岡	420-0853	静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館内 (静岡県森林組合連合会)	054(253)0195
23	愛知	460-0002	名古屋市中区丸の内3-5-16 愛知県林業会館内 (愛知県森林組合連合会)	052(961)9156
24	三重	514-0003	津市桜橋1-104 三重県林業会館内 (三重県森林組合連合会)	059(227)7355
25	滋賀	520-0801	大津市におの浜4-1-20 滋賀県林業会館内 (滋賀県森林組合連合会)	077(522)4658
26	京都	604-8424	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 (京都府林業労働支援センター)	075(821)9277
27	大阪	540-0007	大阪市中央区馬場町3-35 大阪府農林会館内 (大阪府森林組合)	06(4964)0950
28	兵庫	650-0012	神戸市中央区北長狭通5-5-18 林業会館内 (兵庫県森林組合連合会)	078(341)5082
29	奈良	630-8253	奈良市内侍原町6-1 奈良県林業会館内 (奈良県森林組合連合会)	0742(26)0541
30	和歌山	640-8281	和歌山市湊通丁南4-18 和歌山県林業会館内 (和歌山県森林組合連合会)	073(424)4351
31	鳥取	680-0947	鳥取市湖山町西2-413 (鳥取県林業担い手育成財団)	0857(28)0121-3
32	島根	690-0886	松江市母衣町55 島根県林業会館内 (島根県森林組合連合会)	0852(21)6247
33	岡山	700-0866	岡山市岡南町2-5-10 (岡山県森林組合連合会)	086(222)7671
34	広島	730-0012	広島市中区上八丁堀8-23 広島県林業会館内 (広島県森林組合連合会)	082(228)5111
35	山口	753-0048	山口市駅通り2-4-17 山口県林業会館内 (山口県森林組合連合会)	083(922)1955-7
36	徳島	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 林業センター内 (徳島県森林組合連合会)	088(622)8158-9
37	香川	760-0008	高松市中野町23-2 (香川県森林組合連合会)	087(861)4352
38	愛媛	790-0003	松山市三番町4-4-1 愛媛県林業会館内 (愛媛県森林組合連合会)	089(941)0164
39	高知	780-0870	高知市本町4-1-35 森連会館内 (高知県林業退職金共済事業団)	088(875)8128
40	福岡	810-0001	福岡市中央区天神3-10-25 森連ビル内 (福岡県森林組合連合会)	092(712)2171-4
41	佐賀	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄278番4 (佐賀県森林組合連合会)	0952(23)4191
42	長崎	854-0063	諫早市貝津町1122-6 (長崎県森林組合連合会)	0957(27)1755
43	熊本	862-0975	熊本市新屋敷1-5-4 熊本県林業会館内 (熊本県森林組合連合会)	096(362)3291-3
44	大分	870-0844	大分市大字古国府字内山1337-20 大分県林業会館内 (大分県森林組合連合会)	097(545)3500
45	宮崎	880-0805	宮崎市橘通東1-11-1 林業会館内 (宮崎県森林組合連合会)	0985(25)5133
46	鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町9-15 鹿児島県林業会館内 (鹿児島県森林組合連合会)	099(226)9471-9
47	沖縄	901-1101	島尻郡南風原町字大名95-1 (沖縄県森林組合連合会)	098(888)0676

他の事業本部

その他の退職金制度については、下記お問い合わせください。

- 中小企業で働く従業員の方
中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-3436-0151(代) <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/top/>
- 建設業、清酒製造業の現場で働いている方
建設業退職金共済事業本部 TEL 03-5400-4316 <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>
清酒製造業退職金共済事業本部 TEL 03-5400-4350 <http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>